○国土交通省告示第百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

おいわ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を平成八年建設省告示第千三百二十八号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市星野村

字大岩　一九九八番一　一号及び二号

一九八五番　九号

一九九一番　十号

一九九五番　十一号

一九九六番一　十二号

一〇三六番一〇　三号

字西川原　一〇二五番二地先道路敷　四号

字村中　一〇二〇一番地先道路敷　五号及び六号

字上り立　二〇一二番地先道路敷　七号

二〇〇九番　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

志屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を昭和二十三年総理廳告示第九十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市星野村

字志屋ツル　一〇九一七番三　一号

一〇九一八番二　二号

一〇九九五番　三号

一一〇〇四番一　七号

一一〇〇一番　八号

一〇九一六番一　九号

字丸山西　一一〇三九番一　四号

字麻生　一〇八一三番一　五号

一〇八〇八番一　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十号と二十号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市星野村

字丸山西　一一〇三一番　十号

字麻生　一〇八一三番二　十一号、十八号から二十号まで

一〇八一三番一　十二号及び十三号、十六号及び十七号

三　(一)　砂防法第二条の土地の表示

一〇八一四番二三　十四号

一〇八一四番三　十五号

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山口谷川

字山口　三一番五　二十一号

三一番四地先道路敷　二十二号及び二十三号

三〇番一地先道路敷　二十四号

五六番二　十七号及び十八号

字長迫　一一三番一　十二号及び十三号

字石原田　五九番一　十四号

五八番一　十五号

五八番三　十六号

二〇番五地先道路敷　二十五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福井谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を林道真名子線道路敷に沿って結んだ線、標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を昭和四十七年建設省告示第千九百五十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県糸島市二丈福井

字河谷　四九二七番一　一号及び二号

四九三一番　三号

字内野　五〇九二番一　四号

五〇八六番　五号

五〇七二番二　六号

五〇六七番三　七号及び八号

五一一〇番　十一号

五一一二番　十二号

字牛神　五一三八番　九号及び十号

字宮ノ上　四九二三番一　十三号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

波呂谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成十七年国土交通省告示第七百四十八号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を昭和五十三年建設省告示第千二百三号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県糸島市二丈波呂

字千把田　八一九番四　一号及び二号

八一九番一　三号

字辰ヶ下　七九一番六　八号

七七五番一　九号及び十号

七七一番　十一号

七七五番二　十二号

七六七番　十三号及び十四号

三九〇番　四号

字大早田　二八六番　五号

字早田　二九四番一　六号

二九四番三　七号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下尾平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県豊前市大字畑

一五四八番一　一号

一五五五番　二号

一五七〇番　三号から五号まで

一五六六番二　六号

一五五九番一　七号及び八号

一五三八番一　九号

一五八九番　十号

一五九二番　十一号

一五九三番二地先道路敷　十二号

一五九一番一地先道路敷　十三号

一五四一番一　十四号及び十五号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新津谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県京都郡苅田町大字新津

字水上　七五四番　一号

七七〇番　二号

七三九番　七号及び八号

七三六番　九号

七四六番　十号

七五八番　十七号

字ドウセン　七八四番三　三号

八〇〇番　四号

七九四番　五号

七九一番　六号